

1

エコアクション21環境認証 取得のすすめ

1. 環境への取組強化の世界的潮流

大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型社会経済システムに別れを告げて、持続可能な循環型社会経済システムへと転換せざるを得ない時期が目前に迫っています。

ご承知のように、大気中の二酸化炭素濃度は、間違いなく毎年増加しており、地球温暖化の足音も聞こえてきます。国内の産業廃棄物の排出量も年間約4億トンといわれるように膨大な資源が浪費されています。資源に乏しいわが国が今のライフスタイルを続けていてよいのでしょうか。

今後は持続可能な社会の構築に向けて、事業者、消費者、行政を問わず自主的、積極的な環境への取組を行っていく必要がありますが、特に社会経済活動の中心的地位を占める事業者は、規模や業種を問わず、環境対策に率先して取組むことが期待されています。

2. 新しい環境経営システムの発展

世界的には、1990年代後半以降、大手企業等が「ISO14001：環境マネジメントシステム」を導入して自主的な取組を展開してきました。同じ時期に日本では「エコアクション21：環境経営システム」が誕生しました。

エコアクション21（Eco Action21、略称EA21）は中小事業者における環境経営システムを促進するため、1996年に環境省が策定し、その普及を進めてきたものですが、2004年にその内容が全面的に改定され、認証・登録が実施されるようになりました。

EA21の認証・登録とは、事業者の環境経営の取組を環境省が策定してい

る「エコアクション21環境経営システムガイドライン及び環境活動レポートガイドライン（2004年版）」に適合していることを認証するものです。

中小企業等が、経営者の意思によって、「自主的、積極的」に、二酸化炭素排出量削減や廃棄物排出量削減等の分野に取組んだり、環境にやさしい製品・サービスを開発、販売するための仕組みを構築します。

- *「環境経営システムガイドライン」とは、国際標準化機構（ISO）のISO14001規格をベースとした、中小事業者でも取組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定したものです。
- *「環境活動レポートガイドライン」とは、中小事業者が取りまとめて公表すべき環境活動レポートについてガイドラインとして規定したものです。

3. 環境への取組が取引の条件に

事業者の環境への取組や環境経営システムの構築を促進する原動力の一つに、欧州の環境規制の強化等を踏まえて、取引の条件とするサプライチェーンのグリーン化の動きが電機・自動車業界をはじめとして各分野に拡大していることが挙げられます。

こうした中で中小事業者が企業の生き残りをかけて自主的に環境行動を起こし、顧客、ユーザーの信頼を勝ち取るために、各企業の身の丈に合ったエコアクション21等の環境経営システムを構築し、認証登録を取得されるようお勧めする次第です。

2

エコアクション21の特徴とメリット

EA21には、以下のような特徴と中小事業者にとってのメリットがあります。

特徴	中小事業者にとってのメリット
① 簡易型の環境経営システムである。	<ul style="list-style-type: none">・初期の審査、認証・登録費用及びシステムの維持費が低廉である。・国際標準化機構のISO14001に比べて文書化の要求が少なく、しかも自己チェック様式の「ひな型」まで用意されている等、手間が少なく早期に認証を取得することができる。
② 必要な環境への取組を規定している。 (省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水の3項目は必須要件)	<ul style="list-style-type: none">・コスト削減に直結する。 二酸化炭素排出量削減→燃料費、エネルギー費、原材料費の低減等 廃棄物排出量削減→廃棄物処分費、原材料費の低減等 節水→水道代、下水道費、電力費の低減等・改善目標が単純明快であり、従業員に訴えやすく士気の向上にもつながる。
③ 環境活動レポートを作成し内外に環境情報を発信する。	<ul style="list-style-type: none">・環境経営を実践していることについて、取引先に対し、第三者審査による客観的証明ができる。またEA21がISO14001と同等に扱われるケースもある。結果として取引先、消費者からの信頼が向上し受注量の拡大にも結びつく可能性がある。
④ 一部の地域において各種の優遇制度がある。	<ul style="list-style-type: none">・低金利融資が受けられる。・入札参加資格のポイントになる。・グリーン入札に参加できる。・産業廃棄物処理業の優良事業者になるための要件の一つとなる。・条例による「事前協議」が免除される。

3

環境関連法規等の 取りまとめ

環境経営システムガイドラインの要求事項

3. 環境関連法規等の取りまとめ

事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し、取りまとめる。

📖 ここが最重要ポイント！ 『要求事項』

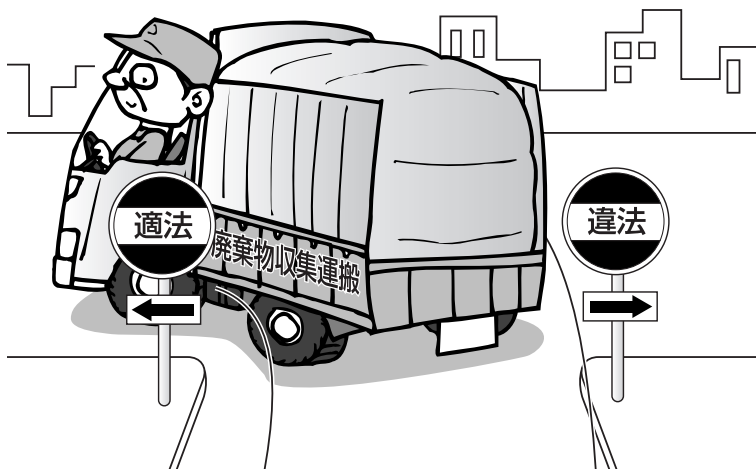
事業活動に当たって遵守しなければならない、

- 1 環境関連法規
- 2 条例（都道府県条例、市町村条例）
- 3 その他の規制

を整理し、取りまとめる。

📖 どのようなことを行うか —要求事項の『解説』—

- 1 環境関連法規等の取りまとめに当たっては、
 - 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)
 - 事業所所在地の都道府県、政令市ホームページでの情報収集
 - 事業所所在地の地方公共団体に問い合わせる（都道府県庁、市役所、役場、保健所等）
- 2 環境関連法規等は、常に最新のものにすることが必要である。
- 3 環境関連法規等では、
 - 環境汚染物質等の排出濃度の規制
 - 公害を発生させる設備等の届出
 - 地球温暖化防止や廃棄物減量・リサイクル等に関する計画の策定



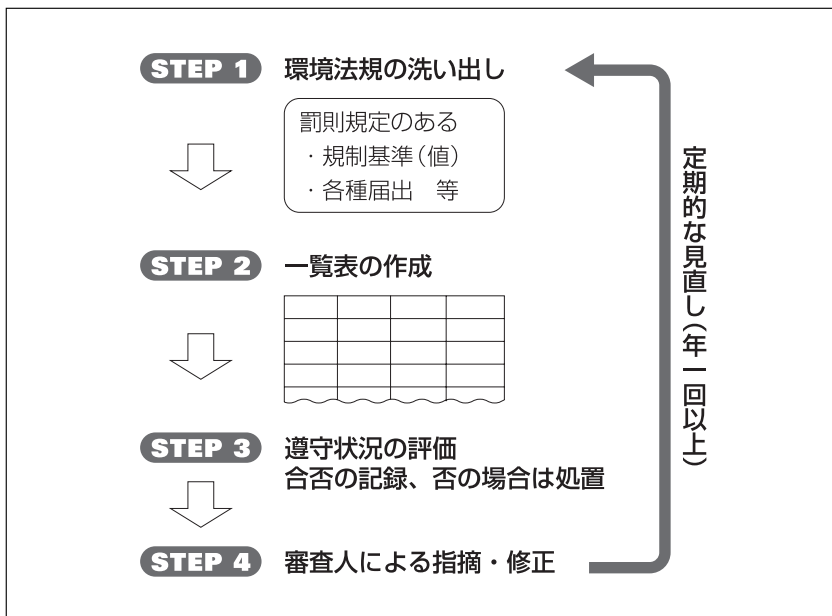
→責任者や有資格者の選任と届出等を規定している場合がある。

可能であれば、取組が望ましい『推奨事項』

- 1 規制遵守のために自主的な目標値等を定めて管理する
- 2 環境関連法規等一覧表を作成する
- 3 環境関連法規を具体的に遵守するための手続き、例えば測定の頻度、方法、チェック者等を定める。

審査人の目

- 1 事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し、取りまとめた例が様式3「環境法規制等一覧表兼遵守評価記録」です。この一覧表の右端の「遵守評価記録」欄は、遵守評価を行った結果の記録用紙を兼ねています。
- 2 環境関連法規の要求事項は大別して
 - 排出等の規制基準（値）の遵守（測定記録の保存を含む）
 - 各種届出、報告、選任の実施



に分けられますが、いずれも重要な内容です。

3 環境関連法規の取りまとめに当たっては、

- 法律の名称だけでなく、遵守しなければならない具体的内容(要求事項)までを含んでいることが重要です。
- 巻末付録の「環境法規一覧」をベースにピックアップし、個別の法令の中身についてはインターネット等で確認します。なお、法令管理システムは各種市販されていますので(第一法規刊「エコブレイン」等)、導入すると最新内容の更新等で便利です。現状では、法令管理には不慣れな企業が多いと思われ、受審事業者の独力では作成が難しい場合も想定されます。当座の洗い出し作業としては、完璧な文書でなくてもよく、不十分な点は審査人が指導してくれることになっています。
- 環境法規制等一覧表に収録すべき環境関連法規は、業種、施設、地域等で全て異なります。対象範囲は、遵守していない場合に罰則規定(法律に基づく指導、勧告等を含む)があるものに限定し、原則として努力義